

提出書類等一覧

競争入札参加資格審査申請書の他に、次に掲げる書類を提出してください。

(※ 登記事項証明書、各納税証明書等については、申請受付時前3か月以内に発行された最新のものを提出してください。)

なお、提出を受けた書類は返却いたしません。

【提出期限】令和8年10月29日(木)

区 分		備 考
1	登記事項証明書等(※写し可)	法務局の発行するもの
2	道税(道が賦課徴収するものに限る)に滞納がないことの証明書(※写し可)	道税事務所、各総合振興局(振興局)税務課(納税課)の発行するもの
3	本社が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書(※写し可)	道税の納税義務がない場合 ※本社が道外で道内に支社等がある場合について本社が道外であっても、道内に支社等を置いている等の理由で北海道に納税義務がある場合は「道税に滞納がないことの証明書」を提出 この場合、本店に係る「本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書」については提出不要
4	消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書(※写し可)	税務署の発行するもの 国税通則法施行規則別紙9号書式その3の2(個人用)又はその3の3(法人用)
5	健康保険・厚生年金保険の届出義務を履行している事実を証する書類(※写し可)	①納入告知書 ②資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書 ③適用通知書 ※①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ
6	雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書類(※写し可)	①保険関係成立届 ②領収済通知書 ③概算・確定保険料申告書(控) ※①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ
7	社会保険等適用除外申出書	別記第20号様式 ※健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務のない場合
8	次に記載する証明書を提出すること。 ①電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の規定による事業の登録を受け、電気通信事業者登録簿に登録されている事業者であること(※写し可) ②同法第16条第1項に規定する届出をしている事業者であること(※写し可) ③北海道内に自ら無線局を開設又は運用していること	①は総務省の発行するもの ②は総務省の発行する受理書とするが、受理書の提出が出来ない場合は、その旨を書面により申し立てること ③は無線局開設等証明書(例示様式)
9	当該調達役務に関し、要求仕様書に記載するサービスの提供が可能であることを示す書類	①サービス提供等証明書(例示様式) ②機器等リスト
10	その他警察本部長が必要と認める書類	必要に応じ申請内容を確認するために、他の書類の提出を求める場合があります。

(注) 3は、該当するときに提出する書類です。